

秋田県公安委員会規則第4号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

秋田県公安委員会委員長 安藤 巳智子

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条警察官以外の職員の項中「秋田県警察一般職員」を「秋田県警察行政職員」に改める。

第16条第1項の表中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。

第17条第1項の表中「一般職員」を「警察行政職員」に改め、同条第3項中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に秋田県警察一般職員である職員は、別に辞令を発せられないときは、秋田県警察行政職員を命じられたものとする。